

【令和 8 年度】

－ 苫小牧市立地企業サポート事業－

人材確保支援補助金

交付要領

申請期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 2 月 26 日（金）
------	---------------------------------------

（先着順のため、予算額に達し次第、期間内であっても受付終了となります。）

[問合せ・書類提出先]

産業経済部 企業政策室 工業雇用政策課

〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市役所 7 階

電話：0144-32-6436 ※土日・祝日を除く、平日の 8：45～17：15

1 事業の目的

新たな労働市場の開拓や有能な人材の確保及び定住促進のため、市内事業者が行う採用活動にかかる費用を補助します。

2 補助対象者

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たす者であって、市内に主たる事務所（本社・本店）を有し、正規職員（無期雇用）の採用活動を行う事業者とします。

ただし、市内に主たる事業所を有しない場合は、市内事業所を勤務地とする勤務地限定の正規職員（無期雇用）の採用を行っている（または本補助金を活用して行う）ことを条件とします。

なお、官公庁等から25%を超える出資を受けている企業・団体は対象外となります。

3 補助対象事業

従来の「合同企業説明会出展費補助」に加え、新たに、「採用情報発信に係る費用への補助」と「インターンシップ受入れに係る費用への補助」を支援対象に追加します。

なお、各メニューの詳細は以下のとおりです。

(1) 採用情報発信事業 【予定件数：10万円×40事業者分】

正規職員の採用活動に伴う、企業情報の発信に係る費用を補助します。

補助率・補助金額	対象となる事業の区分（具体例）
【補助率】 対象経費の2分の1 【補助金額】 1事業者あたり上限10万円 (※1,000円未満端数切捨て) 【回数制限】 [年度内] 1事業者1回まで [最大回数] 同一の区分(①～④)での活用は、1事業者最大3回(3年間)まで	① 合同企業説明会等への出展 就職支援等の専門事業者が主催する合同企業説明会等への出展により、新卒者などのマッチングを図る事業 (市が主催するものを除く。) ② 求人広告等の掲載 就職情報サイトや求人情報冊子への広告等の掲載により、求人情報を頒布し、応募者を募る事業 ③ 採用サービスの利用 新卒ナビサイトや各種採用サービスを利用し、求職者とのマッチングを図る事業 ④ 採用活動にかかる周知媒体の作成 <ul style="list-style-type: none">・ 自社ホームページの新規作成・改修・ 採用パンフレットや採用動画等PR媒体の作成 ※外部発注するものに限る。人材確保・定着を目的とし、会社情報や自社の魅力、求人情報・条件等を発信するものであること。 ※動画及びパンフレットは、新規作成又は内容改訂のみ対象とし、単なる増刷は対象外。

(2) インターンシップ受入事業 【予定件数：10万円×10事業者分】

大学等に在籍する学生のインターンシップ受入れにあたり、企業が負担する費用（交通費・宿泊費・使用料等）の実費を補助します。

補助金額	対象となるインターンシップの定義
<p>【補助金額】 1 事業者あたり年度内上限 10 万円 (※1,000 円未満端数切捨て) なお、宿泊費・交通費は以下の金額を上限とする。</p> <p>宿泊費：1 泊 10,000 円/人 交通費：道内学生 10,000 円/人 道外学生 30,000 円/人</p> <p>【回数制限】 なし (10 万円の範囲内で複数回申請可能)</p>	<ul style="list-style-type: none">市内事業所において学生（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在籍する者をいう。以下同じ。）を受け入れ、就業体験等を行う取組市内において開催されるプログラムであることインターンシップの日数は問わないが、実施期間の半分以上の時間を就業体験に充てること（事前に実習内容を明確化すること）学生と企業との間で雇用契約を結んでいないこと採用選考面接や採用予定者の事前研修等の活動でないこと

4 申請要件

申請にあたっては次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に実施する事業であって、申請時点において、事業開始前（開催日が明確なものは開催前、媒体掲載の場合は配布・公開前、媒体作成の場合は納品・公開前、インターンシップの場合は受入れ前）であること。
- (2) 令和 9 年 3 月 31 日までに事業が完了すること。
- (3) 補助事業終了後、2 年間、苫小牧市立地企業サポート事業達成状況報告書を提出すること。
※正当な理由なく提出しない場合は、次年度以降、補助金を交付しない可能性があります。

※補助金の交付申請は、人事権（採用権）のある事業所単位で行ってください。

人事権（採用権）のない営業所や出張所等の場合は、本社が代表して申請してください。

5 補助対象経費

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項別表（以下「別表」という。）によるものとし、具体的な経費の例は、次ページの表のとおりとします。

※本事業と重複する内容で他の事業の支援を受けている場合や、本事業に係る国・道等、他の補助金を活用している経費は対象外となりますので、必ず確認のうえ申請をしてください。

[補助対象経費の例示]

費目	対象経費の具体例	補足
出展料	合同企業説明会等の出展に係る費用のうち、会場借り上げ料（ブース賃借料・小間料）を対象とする。	什器等の設備・備品レンタル料は含まない。
委託料	ホームページ作成・改修に係る外注費、採用パンフレットや動画等の作成に係る外注費	採用活動において効果的な内容の企画提案やデザイン制作などを一体的に発注するものであること。
広告料	就職や採用支援を専門的に行う事業者が提供する就職情報媒体（ウェブサイトや冊子等）への広告掲載料金。ただし、契約期間が年度内（R9.3.31まで）であるもの。また、掲載期間の定めがあり、明確な料金が設定されているものであること。	申請時点で掲載料金が明確であるものが対象。クリック数に応じて課金されるタイプの広告などは対象外。
交通費	市外からインターンシップに参加する学生が、居住地からインターンシップ先企業又は市内宿泊施設までの往復の移動に要する交通費とし、航空運賃、鉄道代、バス代を対象とする。	経済的かつ合理的で、社会通念上一般的に利用される経路・手段であること。ビジネスクラスやグリーン車などの追加料金は対象外。
宿泊費	市外在住の学生が、連続した2日間以上のインターンシップに参加する場合の宿泊費。 ※原則として市内に宿泊すること。	宿泊代（素泊まり）のみとし食事代は含まない。
使用料・賃借料	<p>【採用情報発信事業】 新卒ナビサイトや各種採用サービス利用料（求人広告の掲載だけでなく、応募受付機能や求職者とのメッセージ機能など、複合的な機能を一体的に提供するもの）</p> <p>【インターンシップ受入事業】 学生が就業体験を行うにあたり必要となる備品やパソコン端末等の使用料（リース料）</p>	<p>申込み時点で料金が明確であるものが対象。採用実績に応じて課金されるなど、成果報酬型（従量課金制）のサービスは対象外。</p> <p>購入は対象外。</p>
保険料	インターンシップの受入れにあたり、企業側で保険等に加入する場合の保険料	学生自身が加入する保険代は含まない。

※対象になるか不明な経費がある場合は、お問い合わせください。

6 交付申請

(1) 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

(先着順のため、予算額に達し次第、期間内であっても受付終了となります。)

(2) 申請期限

事業開始(※)の原則 **2週間前までに**申請書類を提出してください。

※事業開始の考え方

- 合同企業説明会等 : 開催当日を事業開始日とみなします。
- 求人広告等の掲載 : 掲載開始日を事業開始日とみなします。
- 採用サービスの利用 : サービス利用開始日を事業開始日とみなします。
- 動画・HP等の作成 : 発注日(契約日)を事業開始日とみなします。
- インターンシップ受入れ : インターンシップ受入れ初日を事業開始日とみなします。

(3) 提出書類

【両メニュー共通】

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 実施計画書(別紙2-1または別紙2-2)
- ③ 補助対象経費等内訳(別紙4)
- ④ 必要経費の見積書
- ⑤ 主たる事業所を確認できる書類

(法人の場合) 履歴事項全部証明書、または、直近の法人税確定申告書の写しなど

(個人の場合) 開業・廃止等届出書の写し、または、直近の所得税確定申告書の写しなど

- ⑥ 市税納付状況調査同意書(様式あり)
- ⑦ 重要事項確認書(様式あり)

【補助メニューに応じて必要となる書類】

- 各種申込書(合同企業説明会出展、広告掲載、採用サービス利用の場合)
- 参加予定のイベントの概要資料(合同企業説明会に出展する場合)
- 動画やパンフレット、ホームページ等の構成企画書(媒体作成を行う場合)
- インターンシップ募集内容(期間やプログラム)がわかる資料(インターンシップ受入の場合)

各様式は苫小牧市公式ホームページ(工業雇用政策課)に掲載されています。

(URL) <https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/kosho/rodokoyo/hojoseido/r8support.html>

(4) 申請方法

- 申請書類は、下記の提出先に申請事業者が直接持参し提出してください。
- 受付順の管理上、原則、郵送は不可とします。
- 持参が困難な場合は郵送による提出を可としますが、郵便到着日中に予算額に達した場合は、持参により提出された申請書を優先することをご了承ください。
- 申請書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱に規定する様式を使用してください。
- 申請書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

< 申請書受付・問い合わせ窓口 > ※土日・祝日を除く、平日の 8：45～17：15

苫小牧市役所 7階 産業経済部 企業政策室 工業雇用政策課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6436

7 採択方法

- 提出された申請書類をもとに、事業の要件を満たすか、目的に沿っているか等を確認し、申請書の提出時等にヒアリングを行います。
- 採択は、原則として補助メニューごとに先着順に交付決定し、予算がなくなり次第、募集を締め切ります。
- 対象と認められた経費について上限額まで補助しますが、予算の都合等により減額される場合があります。

8 結果の通知

- 申請者に対して、結果を文書にて通知します。
- 採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、事業計画名、事業概要等をホームページ等で公表することがありますので、ご了承の上、申請してください。

9 事業の変更・中止

補助金交付決定後、決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

(1) 提出方法

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱に規定する様式を使用し、担当課（工業雇用政策課）へ持参・郵送・メール（kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp）のいずれかの方法で提出してください。なお、メールで提出する場合は、PDF形式に変換してご提出ください。

(2) 提出書類

- ① 事業変更申請書（第2号様式）又は事業中止承認申請書（第3号様式）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の見積書

※原則、計画の変更により補助金交付決定額を増額することはできません。

※事業の内容の変更を伴わない10%以内の費用の減少の場合は、変更申請は不要です。

10 完了報告

(1) 報告期間

補助事業完了後（全ての経費の支払い完了後）、30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

(2) 報告方法

報告書類は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用し、担当課（工業雇用政策課）へ持参・郵送・メール（kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp）のいずれかの方法で提出してください。なお、メールで提出する場合は、PDF形式に変換してご提出ください。

紙で提出された場合、報告書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

(3) 報告書類

【両メニュー共通】

- ① 補助金完了報告書（第4号様式）
- ② 事業結果報告書（別紙2）
- ③ 補助対象経費決算内訳書（別紙3）
- ④ 事業に係る経費の領収書の写し

※銀行振込の証明書類も可。手形・小切手による支払いは不可

【採用情報発信事業の場合の添付資料】

- ・ 主催者発表資料、ブース来場者数、当日の様子がわかる写真（合同企業説明会出展の場合）
- ・ 求人情報等の掲載状況がわかる資料（求人広告掲載の場合）
- ・ ナビサイトや採用サービス等の利用状況が分かる資料（求人サイト利用の場合）
- ・ 作成した動画やパンフレット、ホームページ等の内容がわかる資料（媒体作成の場合）

【インターンシップ受入事業の場合の添付資料】

- ・ 参加学生の学生証の写し
- ・ インターンシップ実施期間中の様子がわかる写真

(4) 補助金の確定・交付

- 申請者に対して、内容を審査のうえ、文書にて通知します。
- 審査の結果、補助対象経費外の経費を含むことが判明した場合は、補助対象経費の範囲内で額を確定します。

人材確保支援事業 Q&A

～共通～

Q1 複数回申請することは可能ですか

(採用情報発信事業)

年度内 1 企業 1 申請、同一メニューでの活用は最大 3 回 (3 年間) までとなります。

なお、立地企業サポート事業の他事業 (人材確保支援事業のうちインターンシップ受入事業、職場環境改善事業及びゼロカーボン推進事業) との併用は可能です。

(インターンシップ受入事業)

1 事業者あたりの上限金額 (10 万円) に達するまで、何回でも申請いただけます。

ただし、予算額の範囲内での交付となるため、10 万円の交付を確約するものではありません。

なお、立地企業サポート事業の他事業 (人材確保支援補助金のうち採用情報発信事業、職場環境改善事業及びゼロカーボン推進事業) との併用は可能です。

Q2 大企業ですが対象になりますか

会社の規模を問わず、対象となります。

Q3 事業着手の基準は

メニューに応じて、以下の考え方のとおり判断します。

- 合同企業説明会等 : 開催当日を事業開始日とみなします。
- 求人広告等の掲載 : 掲載開始日を事業開始日とみなします。
- 採用サービスの利用 : サービス利用開始日を事業開始日とみなします。
- 動画・HP 等の作成 : 発注日 (契約日) を事業開始日とみなします。
- インターンシップ受入れ : インターンシップ受入れ初日を事業開始日とみなします。

Q4 効果の把握は必要ですか

必要です。事業の実施により、どのような効果があったかを事業実施年度を含み、2 年間に渡り報告していただきます。

(1 回目の報告) 事業実施年度の翌年度の 4 月頃 (R8 年度に実施した場合 R9 年度の 4 月)

(2 回目の報告) 事業実施年度の翌々年度の 4 月頃 (R8 年度に実施した場合 R10 年度の 4 月)

Q5 効果がなかった（採用できなかった）場合、補助金の返還が求められることはありますか

原則として、補助金の返還が求められることはありませんが、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

事業中及び事業終了後においても、補助対象事業者は高い効果につながるよう努めてください。

Q6 対象となる経費はどのようなものですか。

補助事業の実施に直接必要な経費であって、本要領4ページに記載する経費が対象となります。

Q7 採用予定はありませんが、申請は可能ですか

市内の事業所において正規職員の新規採用計画がある事業者のみが対象となります。

Q8 期間工やパート・アルバイトの募集ですが、申請は可能ですか（変更）

正規雇用（雇用期間の定めのない雇用）の採用活動に対する支援であるため、期間工やパート・アルバイト、スポットワークなど、非正規雇用の求人募集は対象となりません。

Q9 支店や営業所（主たる事業所以外）からも申請できますか

人事権（採用権）のある事業所単位での申請となりますので、直接採用活動を実施している場合は、支店や営業所からも申請可能です。

人事権（採用権）のない営業所や出張所の場合は、本社で一括して申請をお願いいたします。

なお、主たる事業所（本社・本店）が苫小牧市内にない場合は、市内事業所を勤務とする勤務地限定社員の採用活動を行うことが条件となります。

Q10 今後苫小牧市へ進出予定の企業は対象になりますか

本市への新規進出の具体的な計画があり、本市を勤務地とする求人をハローワーク等に掲載している場合は、補助対象となります。

この場合、勤務地条件を本市とする求人をハローワーク等に掲載していることを証する資料（求人票や求人募集の掲載画面等）を交付申請時に提出してください。

～合同企業説明会関連～

Q11 対象となる合同企業説明会はどのようなものですか

就職希望者を参加対象として、公募開始から令和9年3月31日までの間に開催されるもののうち、就職支援等の専門事業者などの第三者が主催する合同企業説明会等（インターンシップマッチングイベントを含む）が対象です。

WEB（オンライン）開催の合同説明会についても対象となります。

Q12 すでに出展申込みをしたものについて申請は可能ですか

申請時に合同企業説明会等のイベント開催前（開催前日以前）であれば対象となります。
なお、原則として、開催日の2週間前までに申請してください。

Q13 対象期間中に開催される合同企業説明会に参加予定ですが、まだ説明会の申込受付が開始されていません。申請は可能ですか

申請可能です。申請の際に、具体的な開催予定（日時・会場・出展料等）が確認できる資料として、主催者による出展企業募集案内などをご提出ください。

Q14 北海道が主催する合同企業説明会に参加する場合も申請は可能ですか

申請可能です。

Q15 苫小牧市主催の合同企業説明会が開催された場合、併用することは可能ですか

苫小牧市が主催する合同企業説明会（例：中途採用合同就職説明会）への参加や、合同企業説明会の参加を支援内容に含む市の事業に参加している場合は、公金による二重の支援となる可能性があるため申請不可とします。

Q16 出展決定後にイベントに参加できなくなった（又は中止となった）場合、キャンセル料やすでに支払った出展料は補助対象となりますか

本事業は、合同企業説明会等への出展により、新卒者や求職者との接点を作り、企業とのマッチングを図ることが目的であるため、当日の参加ができなかった場合は補助事業が行われたとは言えず、補助対象となりません。

なお、事業に参加できなかった場合や開催が中止された場合は、速やかに苫小牧市立地企業サポート事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出してください。

～求人広告等の掲載関連～

Q17 どのような媒体が対象となりますか

企業の人材確保を目的として掲載することが可能な新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌等であり、有料で掲載を行うものが対象となります。

Q18 どのような内容の広告が対象となりますか。

市内事業所の正規職員の求人を目的とした広告であることが明白であるものが対象となります。

具体的な求人内容・条件のほか、労働環境・業務風景など、求職者の応募を促すための企業PR広告が対象です。単に企業名や商品・サービスをPRする内容の広告は対象となりません。

～採用サービスの利用～

Q19 どのようなサービスが対象となりますか

就職支援の専門事業者などが運営する、就職情報サイト（新卒ナビサイトなど）や、採用代行サービス、採用コンサルティングサービスなどが対象となります。

Q20 採用実績に応じて料金が発生するサービスは対象になるか

本補助金においては、交付申請時点でサービス利用料が明確な定額制のサービスのみを対象としており、採用実績に応じて料金が発生する、従量課金制（成果報酬型）のサービスは対象となりません。

～採用活動にかかる周知媒体の作成～

Q21 どのような取組が対象になりますか

人材確保・定着を目的とし、会社情報や自社の魅力、求人情報・条件等を求職者に発信する媒体（ホームページやパンフレット、動画など）を作成する取組が対象となります。

商品やサービスのPRがメインの媒体やECサイトなど、顧客向けの情報発信媒体は対象となりません。

Q22 新規作成以外も対象になりますか

既存のホームページや会社パンフレットの内容を採用活動に活用できるよう改修・改訂する場合も対象となります。

ただし、既存のホームページの維持管理（保守等）にかかる費用や、作成済みのパンフレットを単に増刷するための費用は対象外です。

～インターンシップ受入事業～

Q23 会社見学（オープン・カンパニー）は対象となりますか

インターンシップ等の取組の呼称は問いませんが、実施期間の半分以上を就業体験に充てることが条件となりますので、プログラムの内容が会社説明や見学のみの場合には対象外です。

Q24 参加学生が自分で交通機関や宿泊場所を手配し支払いを行い、後日会社から学生へ費用を支払った場合も対象になりますか

対象となります。参加学生からの受領証（参考様式あり）をもらい、実績報告時に提出してください。